

論文提出者：谷 和樹

谷和樹氏の論文「『古事記』における〈古〉の世界」は、作品論的な立場から『古事記』の叙述にふくまれる注記の機能を検討することによって、『古事記』の描き出す世界像の問い直しを試み、先行研究の蓄積をふまえた上で、新たな知見を提示することに成功している。

『古事記』の叙述にみられる小字双行の注記の中には、語られる出来事やことごとに対して、「今」の時点を示しながら注釈を付加するものがある。論者はこの注記に着目し、同様の機能が、「今」と明示しない注記や、注記ではない本文にも見出されることを明らかにした上で、『古事記』の叙述が〈古〉と「今」との対比関係の上に成り立っていることを指摘する（『古事記』において「今」という時点が明示されるのに対して、「古」は明示されず、「今」との対比により把握されることから、本論文では〈古〉という表記が選択されている）。さらに、そのように語られる「今」という時点が、『古事記』序文が示すテキスト成立の時点ではなく、それ以前の〈古〉の時点として表出されていること、すなわち、「今」の時点をふくめた全体が〈古〉の物語として成立していることの指摘も本論文の創見である。論文の後半では、『古事記』が表出する〈古〉の世界を、作品論的な見地からはほとんど取り上げられることのなかった支配制度に関する記事の分析を通じて具体的に検証している。これらは本論文の成果であり、『古事記』研究上での貢献と評価できる。以下、章ごとに概要と成果を紹介する。

序章「『古事記』というテキストをどう捉えるか」は、作品論的な分析の立場を明らかにし、『古事記』の注記、「今」の時点の提示に関する先行研究の批判的な検討を通じて、上記の主張を明確にし、続く各論における新たな解釈の見通しを述べる。

第一章「氏祖注から見る『古事記』の構造」は、物語に登場する神や人が、「今」の氏族の祖に当たることを示す、いわゆる氏祖注の解析を中心とする。氏祖注における「今」の氏族の姓が天武朝の賜姓以前のものであることを、『日本書紀』の注記と関連させながら原資料の古さと判断した先行研究に対し、論者は作品論的に一貫した説明を与えうることが示す。すなわち、『日本書紀』との比較考察を行いながら、『古事記』における叙述を統べる固有の時間秩序、推古朝までを下限とする叙述範囲といった特質を明らかにし、それらとあわせみることによって、氏族に関する記述を、成立年代を投影した歴史資料としてではなく、テキストとしての『古事記』固有の世界構築の一環として整合的に捉えうることが証したのである。

第二章「〈古〉から「今」にあり続ける国造・県主——国造・県主関連記事の分析を通して」および第三章「『先代旧事本紀』『国造本紀』における虚構の構築」は、『古事記』における古代の地域支配の制度としての国造・県主に関する叙述を分析の対象とする。この二つの章では、『古事記』のみならず、比較考察の対象として『日本書紀』、『先代旧事本紀』の当該記事をも個別に分析し、これらの書物を関連づけ制度史を再構成する従来の国造制研究の方向に対して、それぞれの記事が、一元化しえない固有の叙述の論理をもつことを明ら

かにする。すなわち、国造・県主の始発から制度的な確立、転換を経て律令制に至る変遷を述べる『日本書紀』、国造の各国設置を通じた天皇の網羅的支配の一覧的な提示を目的とした『先代旧事本紀』、それに対して『古事記』は、国造・県主について、制度の成り立ちは語りながら、その変遷や律令制との繋がりには触れることなく、それらを「今」まであり続けるものとして物語に定位する氏祖注を叙述の基軸とするのである。『日本書紀』、『先代旧事本紀』に対する作品論的な分析をふくめ、本論文の成果として認められよう。

第四章「「みやけ」——『古事記』における制度として」は、『古事記』における「みやけ」のありようを叙述に即して明らかにする。『日本書紀』における「屯倉」が朝廷の管理する機構として位置づけられ、大化改新の際の廃止までその変遷が語られるのに対し、『古事記』の「みやけ」は、事例ごとに天皇の直轄が示されるにとどまる。論者は、献上された「みやけ」が今は「苑人」と呼ばれることを示した安康天皇記の注記に注目して、「苑人」が律令制下には見出せない職名であることを指摘し、『古事記』の〈古〉の二重構造がここにも貫かれていることを確認する。これを『古事記』が表現する〈古〉の制度とするのである。

第五章「氏族にはかかわらない『古事記』の大臣」、第六章「天皇に従うものたちが作る〈古〉の世界——百官関連記事を中心に」では、そうした〈古〉の制度について、具体的な事例に即してさらなる探究が行われる。第五章では、御子の近習にすぎない人物が大臣任命を持ちかけられる履中天皇記の事例の分析を中心とし、有力氏族が大臣を輩出するようになる『日本書紀』と異なって、『古事記』が、〈古〉—「今」の構造において、氏族の力関係に言及せず、また大臣職を血縁的、世襲的な制度としては描かないことで、律令制度への展開に無縁な〈古〉の世界を形成するさまを明らかにしている。また第六章は、雄略天皇記に描かれた、官位の差にかかわらず、全員が「紅の紐を著けたる青摺の衣」を身に付けて天皇の登山に同行する「百官の人等」への着目からはじめている。推古朝における冠位と衣服の規定の確立を語る『日本書紀』を参照しつつ、『古事記』の官人描写の古代性を指摘し、さらに他の事例を引きながら、内部序列をもたない一体的な「百官」と天皇の直接的な信頼関係が、天皇の世界をささえるという『古事記』の世界観を提示している。

論者は、本論文で取り上げた天皇と大臣・百官、国造・県主、「みやけ」の関係の並列性、直接性に、『古事記』が描き出す天皇の世界の特質をみる。こうした叙述をささえるのが、〈古〉—「今」の構造であり、〈古〉の二重構造であった。「おわりに」では論文全体を総括しつつ、律令制下の八世紀に成立した『古事記』が、律令制とは異なる〈古〉の世界の構築を目ざした意義を、当時のアイデンティティ獲得の一つのありかたとして説明している。

審査では、語りの分析として精度を上げる余地があること、歴史学研究の最新の成果とつき合わせる必要性があることが指摘され、また、『古事記』本文と序文との関係がなお明確でないこと、作品理解の追求がそのメッセージ性の十分な把握に至っていないことなどの問題が提起された。ただしこれらはさらなる研究の進展の中で解決されるべき課題であり、本論文の意義を損なうものではないことも同時に確認された。以上により、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。